

こんなものは 容器包装プラスチックです

レジ袋・ポリ袋 ラップ・フィルム類



スーパー・コンビニでもらうレジ袋、お菓子の袋、ペットボトルのラベル、たばこの外フィルムなど

ボトル類



ペットボトルマークが付いていないもの

プラスチック製容器



カップめんのカップ、豆腐・たまごのパックなど

発泡スチロール類



家電製品などの緩衝材かんしょうに使われる発泡スチロール、生鮮食品の発泡スチロールトレイなど

容器包装 プラスチックとは



このマークが目印

容器包装プラスチックは、一部の例外を除いて、識別マーク（プラマーク）が表示されています。このプラマークを目印にしてください。

その他



果物などが入っているネット、ボトルやチューブなどのキャップ類

※ケチャップやマヨネーズなどのチューブ類にもプラマークはついていますが、よく洗わないと汚れが取れませんので、可燃ごみとして出してください。

こんなものは対象外です

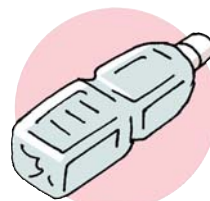
- 商品そのもの
プラスチック製のおもちゃ、洗面器、かごやバケツ、歯ブラシ、CDなど
- 容器や包装に該当しないもの
クリーニングの袋など
- 商品の中身と分離しても不用にならないものや商品の一部であるもの
CDケース、楽器・カメラのケースなど
- ペットボトルマークのあるもの
(キャップは、容器包装プラスチック)
- ペットボトルは、別に分別収集を行います。
出張所やスーパーなどの回収ボックスもご利用ください。



PET

複合材質の場合

容器包装は、1種類の材質でつくられている単一材質ではなく、紙やプラスチックなどのいろいろな材質から構成される複合材質の場合があります。基本的にはそれぞれの容器包装に表示しますが、「一括表示」されているものもあります。



ペットボトルの場合



1 : ボトル
PET
1 : キャップ
ラベル

ラベルに一括表示

※医療系廃棄物（感染性のおそれがある点滴セットのチューブ・針など）や危険品（ガスライターなど）は禁忌品となりますので、絶対に混ぜないでください。

ポイントは「きれいにしてから出す」

1 プラマークを確認する

基本的には、プラマークが表示されているものが対象となります。マークがなくても材質がプラスチックで商品を包んでいるもので、商品が消費されると不用になるものはすべて対象となります。



2 異物を取り除く

金属やガラスなどの異物がまざると、分けるのがたいへんなだけでなく、場合によってはリサイクルするための機械が壊れてしまったり、事故につながることもあります。



3 中を洗って乾かす

食べ残したもののや中身が入ったまま出さないでください。リサイクルをして、良い製品をつくることができなくなります。きれいに洗って乾かしてから出しましょう。



4 容積を減らす

できるだけつぶして、容積を減らしてから出しましょう。発泡スチロールトレイなどはバラバラにしないで、重ねてまとめましょう。



お菓子のふくろなら

中身を払ってきれいにします。



カップめんのカップやトレイなら

紙で汚れをふき取り、水（ため水）で洗ったりして乾かします。



迷ったときは…

汚れのついているものは、リサイクルの妨げになります。迷ったときは、可燃ごみとして出してください。

ボトル類のキャップは…

ボトルからはずして出してください。



たまごのパックは…

つぶして容積を減らします。



ラベルシールは…

紙製のラベルやシール（賞味期限や値段表示など）が貼ってある場合、簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものは、そのまま容器包装プラスチックとして出してください。

小袋には入れないで！

容器包装プラスチックは、直接指定袋に入れてください。いったん、レジ袋等の小袋に入れてから指定袋に入れますと、リサイクルのための選別作業に支障が出ます。